

お墓や仏壇などの祭祀財産を継ぐ祭祀承継者。誰がなるのが最適で、どんな役割があるのでしょくか。

知つておきたい 祭祀承継者の役割とは？

お墓は誰が継ぐのが最適？

かつては直系の長男だから、という理由で自動的に祭祀承継者が決まる場合が多かったのですが、家族の分散が進み、とくに都市部ではお寺との付き合いも薄れた現代、誰が継ぐかが問題になるケースがあります。民法では「慣習に従つて」となっているものの、直系の長男がいない場合や、長男がいても未婚で子どもがないなどのケースもあり、スムーズに決まらないこともしばしばです。



ることになりますが、この祭祀承継者は一人だけが継ぐ決まりです。そして、引き継いだ祭祀財産（右下表参照）は非課税となります。

承継の手続きをお忘れなく

祭祀承継者になつたら、まずしなくてはならないのが墓地管理者への届け出です。

お墓が境内墓地なら、菩提寺で名義書き換えなどの手続きをすると同時に、檀家としての立場も引き継ぐ旨を伝えます。一度住職に直接面会して打ち合わせするのがおすすめですが、前の承継者の納骨の際に行うことが多いようです。

靈園などの場合も、靈園の管理者に届け出、名義書き換えをする必要があります。稀ですが、お墓が承継者の所有地にある場合は土地の相続登記が必要になりますので、司法書士に相談するとよいでしょう。

祭祀承継者の役割は？

さて、祭祀承継者になつたら、墓や仏壇を守る立場として、家族や親

地域の慣習にならない、それでも決まらないければ、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、裁判所が決定することになります。

普通の財産なら法定相続人で分け

祭祀財産とは？

相続財産と違い、一人だけが承継します。

①系譜（系図など）

②祭具（仏壇・仏具、神棚など）
日々の管理・維持、祖先の供養も。

③墳墓（墓地・墓石など）

墓地・靈園の管理料の支払い、使用契約の遵守義務。

